平成２６年度

人権教育の全体計画

東京都立小山台高等学校定時制課程

人権に関する法令等
・日本国憲法
・教育基本法
・学習指導要領
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
・人権教育・啓発に関する基本計画
・東京都人権施策推進指針
・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
・人権教育の指導方法等の在り方について
・児童の権利に関する条約　等

学校の教育目標
敬愛　自主　力行

目標設定の方針
・生徒の実態
　さまざまな背景をもつ生徒
・保護者の願い
・地域住民の願い
・学校運営連絡協議会からの意見　等

人権教育の目標
多様な文化的背景や国籍のある生徒たちと共に生きることができるように、人権教育を推進する。

人権教育に関する指導の実態把握
・学校における指導の実態把握
・生徒実態調査による実態把握

目指す生徒像
多文化共生の社会に必要な資質や能力を持った市民的学習や生活習慣などの基礎・基本を確実に身に付け、ルールやマナー、規範意識など社会人として必要な資質をもった、社会に通用する生徒

人権教育を通じて育てたい資質・能力
・人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容や意義についての知的理解を徹底し深化させる。
・人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めることができるような感性や感覚を育成するとともに、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を育む。
・自分と他者との人権擁護を実践しようとする意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力を養成する。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組
生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等、法と規範、社会参加と奉仕、自己実現と幸福、社会生活における役割の自覚と自己責任などを教科、ホームルーム活動で指導する。

学年・学級経営
・基本的生活習慣を定着させ、社会規範を遵守する心を育成する。
・面談週間など個々の生徒との面談を充実させる。

日常的な指導
人権を尊重する態度として、挨拶の励行、遅刻指導、喫煙防止指導など学校や社会のルールやマナーを遵守するよう指導する。

教科等の指導
・基礎学力の向上を目指し、教科指導においても、人権的視点をもって指導する。
・学校設定教科「多文化理解」や「市民科」を通して社会人としての基礎を育成する。

人権教育の年間指導計画作成のための方針
・人権教育を中心に、国際理解教育、多文化教育並びにキャリア教育のカリキュラムを開発・研究・推進する。
・人権教育を柱としたカリキュラム・マネジメントを進め、各教科での人権教育を推進する。
・地域・関係機関等と連携し、学校の教育活動を活性化する。

教職員の研修
人権教育推進・生徒支援委員会を中心に、校内研修を実施する。

校種間の連携
・近隣の小学校との連携
・近隣の中学校との連携

家庭・地域社会等との連携
・PTA、同窓会との連携
・関係機関との連携
・地域社会との連携